

事 務 連 絡

平成30年7月12日

関係府県内市町村担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業推進担当）

平成30年7月豪雨における住家の被害認定調査（第1次調査）の
効率化・迅速化に係る留意事項について

罹災証明書は、被災者の生活再建・住宅再建に向けての重要な基礎的資料であり、これを迅速に交付するためには、速やかに被害認定調査を実施する必要があります。

被災した住家の調査方法及び判定方法については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（以下「運用指針」という。）により示しており、調査の効率化・迅速化を図るために平成30年3月にこれを改定したところですが、今般の平成30年7月豪雨により、各地で河川の氾濫や土砂災害が相次ぎ、極めて甚大な被害が発生していることを踏まえ、水害による被害に係る調査を効率的かつ迅速に実施するための留意事項を下記のとおり取りまとめましたので、よろしくお願いたします。

記

1. 第1次調査（【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建て）における外観による判定

外観目視調査により、これまでの「一見して住家全部が倒壊している場合」や「一見して住家の一部の階が全部倒壊している場合」に加え、今回、「一見して住家全部が流失している場合」や「基礎のいずれかの辺が全部破壊しており、かつ破壊している基礎直下の地盤が流失・陥没等している場合」も当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定することができます。

なお、被災地域によっては、国土地理院等で被災後の航空写真等を撮影

しているので、被災前後の航空写真等入手できる場合には、それらを活用して判定することも可能です。

2. 第1次調査（【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建て）における浸水深による判定

越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷（※）が発生している場合には、

- ①住家流失又は床上 1.8m以上の浸水の場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」
- ②床上 1m以上 1.8m未満の浸水の場合は、当該住家の損害割合を40%以上とし、「大規模半壊」
- ③床上 1m未満の浸水の場合は、当該住家の損害割合を20%以上とし、「半壊」
- ④床下浸水の場合は、当該住家の損害割合を20%以下とし、「半壊に至らない」

と判定することができます

（※）外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」（サッシ・ガラス・ドア）の損傷程度が50%～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く）に該当する損傷をいう。

また、床上 1.8m以上浸水したことが一見して明らかな区域については、当該区域の端部の住家（当該区域の四隅に立地する住家等）をサンプルとして調査し、当該サンプル調査をもって当該区域内の住家全てを全壊と判定することができます。この場合、当該区域内の各住家の調査は不要です。

なお、越流、堤防決壊等により広範囲に浸水した区域については、前述の「外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合」として取扱うことに差支えありません。

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業推進担当）付

粟津、黒瀬（被害認定・罹災証明）

TEL03-3501-5696/FAX03-3501-6820